

## 令和7年度就学援助費の交付申請について（お知らせ）

周 南 市 教 育 委 員 会

周南市では、経済的理由により児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対し、給食費・学用品費等・オンライン学習通信費・修学旅行費（宿泊学習費を含む）・新入学児童生徒学用品費等・医療費（裏面参照）の援助を行っています。就学援助費の交付を希望する場合は、下記に従い申請をお願いします。

**就学援助の申請は、毎年度必要です。前年度に就学援助費を受給している方や、1月に新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の申請をされた方も本申請は必要です。**

### 記

#### 1 受付期間

**令和7年3月3日（月）～ 令和7年4月30日（水）**

5月以降も随時申請を受け付けますが、就学援助費の支給は申請月分からが対象です。また、新入学児童生徒学用品費等は4月受付分までとし（本市または本市以外の自治体で受給している場合は重複支給できません）、修学旅行費（宿泊学習費含む）は実施された月までに申請がないと支給されません。

#### 2 申請方法

下記「3 申請に必要なもの」を**周南市教育委員会学校教育課**または**各総合出張所（総合支所）・各出張所（支所）**まで持参してください。

#### 3 申請に必要なもの

##### ① 就学援助費交付申請書

教育委員会学校教育課または各総合出張所の窓口に備え付けています。

周南市のホームページからもダウンロードできます。

住民票のとおりにもれなく記入してください。学年は**新学年**をご記入ください。

##### ② 振込を希望する金融機関の通帳（申請する保護者氏名と同一名義の普通預金口座のみ）

##### ③ 令和7年1月1日現在で周南市に住民票の無い方は令和7年度所得証明書（※）

※ 令和7年1月1日時点で周南市に住民票のある方は、所得証明書の提出は不要です。

※ 令和7年1月1日に周南市に住民票の無い方は、1月1日時点で住民票のあった市区町村で6月以降発行される令和7年度所得証明書が必要です。この場合は、まず、受付期間中に申請書のみを提出し、**6月中に**所得証明書を提出してください。なお、マイナンバーの記載により所得証明書の提出が省略できます。詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

#### 4 可否通知

申請者の世帯構成（人数・年齢等）、所得状況により認定の可否を決定します。

交付・不交付の決定通知書は、7月上旬に発送する予定です。

その後申請された場合は、随時お知らせします。

#### 5 留意事項

● 小・中学校にごきょうだいがいる場合は、世帯でまとめて申請してください。

● 前年中の所得が確定できない場合は、認定可否の決定ができないため、援助費の支給ができなくなる場合があります。

## 学校保健安全法に基づく『医療費』について

医療券を医療機関に提出して治療を受けることによって、その月の医療費の全額又は一部が援助されます。

### 1 対象者

学校で実施される定期健康診断（4～6月頃実施）の結果、次の病気がみつき、その治療を指示された児童・生徒のうち、就学援助費の認定を受けた者

- トラコーマ、結膜炎 ●白癬・疥癬・膿痂疹 ●中耳炎 ●う歯（むし歯）
- 慢性副鼻腔炎、アデノイド

※ 上記以外の病気は、医療券の交付対象となりません。

※ 福祉医療費受給者証（乳幼児・こども・ひとり親家庭等）をお持ちの方でも、上記対象者に該当する場合は医療券で受診してください。

### 2 医療券の申請手続き

保護者が下記「3 申請に必要なもの」を受付窓口へ持参のうえ、医療機関で受診される前に必ず申請してください。

医療券は申請当月のみ有効です。治療が月をまたぐ場合は、翌月再度申請してください。  
なお、申請は翌月の初日から受け付けます。

### 3 申請に必要なもの

- ・健康診断結果のお知らせ（健康診断の後、学校から渡されます）
- ・受診する子の健康保険証

### 4 医療券の申請受付期間

就学援助費の交付決定通知書が7月上旬に届いた後、申請してください。

※就学援助費の認定前でも医療券を発行することはできますが、誓約書が必要になります。  
判定結果が否認だった場合、治療にかかった経費については受診された医療機関へ直接お支払いいただくことになります。

### 5 その他

- ・ 医療券の交付を受けずに受診すると、医療費は自己負担になります。
- ・ 日付けを遡っての医療券を交付することはできません。
- ・ 医療機関には継続的に通院して治療に専念し、間をあけないでください。

### 【お問い合わせ先】

|                     |                             |
|---------------------|-----------------------------|
| 周南市教育委員会学校教育課       | 0834-22-8543（岐山通1丁目1番地）     |
| 新南陽総合出張所（総合支所地域政策課） | 0834-61-4220（富田一丁目1番1号）     |
| 熊毛総合出張所（総合支所地域政策課）  | 0833-92-0254（熊毛中央町1番1号）     |
| 鹿野総合出張所（総合支所地域政策課）  | 0834-68-2331（大字鹿野上3189番地の1） |